

2020年版 追補 (法令現在 2021年4月1日)

アイソトープ法令集 I —放射性同位元素等規制法関係法令—

○新旧対照表*

①放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

[あ] 令和2年3月18日 原子力規制委員会規則第13号(眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則)

[い] 令和2年9月11日 原子力規制委員会規則第17号(放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則)

[う] 令和2年12月17日 原子力規制委員会規則第20号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則)

*別記様式の改正部分は、申請書の押印・書面見直しのための変更につき当該追補では割愛

[え] 令和2年12月22日 原子力規制委員会規則第21号(放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則)

*別記様式の改正部分は、申請書の押印・書面見直しのための変更につき当該追補では割愛

②放射線を放出する同位元素の数量を定める件

[お] 令和2年3月18日 原子力規制委員会告示第6号(眼の水晶体の線量限度の変更のための平成12年科学技術庁告示第5号(放射線を放出する同位元素の数量等を定める件)の一部を改正する告示)

○正誤

2020年版 アイソトープ法令集 I (2020年3月30日 第1刷発行) の正誤表

* 注記

当該追補は、2020年版アイソトープ法令集 I (本書)において、2021年4月1日時点の①、②の新旧対照表及び本書第1刷の正誤表のみで構成されております。本書に収録された全ての関係法令を追補したものではありません。

①放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則

(昭和 35 年 9 月 30 日総理府令第 56 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 2 年 12 月 22 日 原子力規制委員会規則第 21 号)	改正前 (最終改正 令和元年 7 月 1 日 原子力規制委員会規則第 3 号)
<p>(用語の定義) 第 1 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第 4 号、第 12 号及び第 13 号、第 14 条の 8 において準用する第 14 条の 7 第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 14 条の 10 において準用する第 14 条の 9 第 4 号ハ、第 14 条の 11、第 15 条第 1 項第 4 号及び第 10 号、第 17 条第 1 項第 7 号及び第 2 項、第 18 条第 1 項第 1 号イ及び第 3 号、第 18 条の 3 第 2 項、第 18 条の 4 第 8 号、第 18 条の 5、第 18 条の 6、第 18 条の 11 第 1 号イ及び第 2 号口、第 19 条第 1 項(第 13 号ニ及び第 16 号を除く。)、第 3 項及び第 5 項第 2 号、第 20 条(第 1 項第 4 号口及びハを除く。)、第 21 条第 1 項第 6 号、第 22 条第 1 項第 3 号、第 22 条の 3 第 1 項、第 24 条第 1 項第 1 号ツ、第 4 号イ及び第 5 号、第 26 条第 1 項第 3 号及び第 7 号ニ並びに第 2 項第 2 号、第 29 条第 1 項第 4 号、第 29 条の 4 第 1 号、第 29 条の 7 並びに第 39 条第 1 項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所〔い〕</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>(認証の基準) 第 14 条の 3 1 (略) 2 放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第 12 条の 3 第 1 項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。〔う〕</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬) 第 18 条の 3 放射性同位元素等(原子力規制委員会の定めるものを除く。以下第 18 条の 13 までにおいて同じ。)は、次の各号に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物(放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)として運搬しなければならない。〔う〕</p>	<p>(用語の定義) 第 1 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号、第 4 号、第 12 号及び第 13 号、第 14 条の 8 において準用する第 14 条の 7 第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 14 条の 10 において準用する第 14 条の 9 第 4 号ハ、第 14 条の 11、第 15 条第 1 項第 4 号及び第 10 号、第 17 条第 1 項第 7 号及び第 2 項、第 18 条第 1 項第 1 号イ及び第 3 号、第 18 条の 3 第 2 項、第 18 条の 4 第 8 号、第 18 条の 5、第 18 条の 6、第 18 条の 11 第 1 号イ及び第 2 号口、第 19 条第 1 項(第 13 号ニ及び第 16 号を除く。)、第 3 項及び第 5 項第 2 号、第 20 条(第 1 項第 4 号口及びハを除く。)、第 21 条第 1 項第 6 号、第 22 条第 1 項第 3 号、第 22 条の 3 第 1 項、第 24 条第 1 項第 1 号シ、第 4 号イ及び第 5 号、第 26 条第 1 項第 3 号及び第 7 号ニ並びに第 2 項第 2 号、第 29 条第 1 項第 4 号、第 29 条の 4 第 1 号、第 29 条の 7 並びに第 39 条第 1 項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>(2)～(16) (略)</p> <p>(認証の基準) 第 14 条の 3 1 (略) 2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ～リ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬) 第 18 条の 3 放射性同位元素等(危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和 32 年運輸省令第 30 号)第 2 条第 1 号ト(1)に該当しないもの(原子力規制委員会の定めるものを除く。))を除く。以下第 18 条の 13 までにおいて同じ。)は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物(放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。)として運搬しなければならない。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項に掲げるL型輸送物, A型輸送物, BM型輸送物, BU型輸送物, IP-1 型輸送物, IP-2 型輸送物及び<u>IP-3 型輸送物は, 当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で, それぞれ次条から第 18 条の 10 までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。[う]</u></p> <p>(容器承認書の交付) 第 18 条の 18 原子力規制委員会は, 法第 18 条第 3 項に規定する承認をしたときは, 次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 収納物の密封性に関する事項[う]</u></p> <p><u>(8) BM型輸送物にあっては, BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準[う]</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p><u>(11) その他特記事項[う]</u></p> <p>(測定) 第 20 条 法第 20 条第 1 項の規定による測定は, 次に定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 第 2 号の測定に用いる放射線測定器については, 点検及び校正を, 1 年ごとに, 適切に組み合わせて行うこと。[い]</u></p> <p>2 法第 20 条第 2 項の放射線の量の測定は, 外部被ばくによる線量及び内部被ばく(人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。)による線量について, 次に定めるところにより行う。</p> <p>(1) 外部被ばくによる線量の測定は, 次に定めるところにより行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分, 胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち, 外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては, <u>イによる測定に加え, 当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について, 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量(中性子線については, 1 センチメートル線量当量)を測定すること。[あ]</u></p> <p>ハ 人体部位のうち, 外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が, 頭部, けい部, 胸部, 上腕部, 腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては, <u>イ又はロによる測定に加え, 当該部位について, 70 マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし, 中性子線については, この限りでない。[あ]</u></p> <p><u>ニ 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は, イからハまでの測定のほか, 眼の近傍その他の適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。[あ]</u></p> <p>ホ (略) [あ]</p> <p>ヘ (略) [あ]</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第 1 号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。[い]</p> <p>(4) 第 2 号の測定に用いる放射線測定器については, 点</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項に掲げるL型輸送物, A型輸送物, BM型輸送物, BU型輸送物, IP-1 型輸送物, IP-2 型輸送物及び<u>IP-3 型輸送物は, それぞれ次条から第 18 条の 10 までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。</u></p> <p>(容器承認書の交付) 第 18 条の 18 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(号を加える。)</p> <p>(号を加える。)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>(号を加える。)</p> <p>(測定) 第 20 条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(号を加える。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 頭部及びけい部から成る部分, 胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち, 外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(イにおいて腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合にあっては, <u>イのほか当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分について, 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量(中性子線については, 1 センチメートル線量当量)を測定すること。</u></p> <p>ハ 人体部位のうち, 外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が, 頭部, けい部, 胸部, 上腕部, 腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては, <u>イ及びロのほか, 当該部位について, 70 マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし, 中性子線については, この限りでない。</u></p> <p>(号の細分を加える。)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(号を加える)</p> <p>(号を加える。)</p>
--	--

<p>検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。 〔い〕</p> <p>3 法第20条第2項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。〔い〕</p> <p>(1) 放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。〔い〕</p> <p>(2) (略)〔い〕</p> <p>(3) (略)〔い〕</p> <p>(4) 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。〔い〕</p> <p>4 法第20条第3項の原子力規制委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録し、5年間これを保存すること。</p> <p>イ 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)〔い〕</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)〔い〕</p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(2) 外部被ばくによる線量の測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の事項について記録すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)〔い〕</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(3) 内部被ばくによる線量の測定の結果については、測定の都度次の事項について記録すること。</p> <p>イ 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)〔い〕</p> <p>ロ～ヘ (略)</p> <p>(4) 前項の測定の結果については、手、足等の人体部位の表面が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合にあっては、次の事項について記録すること。</p> <p>イ 測定日時(測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日)〔い〕</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 測定をした者の氏名(測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)〔い〕</p> <p>ニ～ト (略)</p> <p>(5) 第2号から前号までの測定結果から、原子力規制委員会の定めるところにより実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの間毎月1日を始期</p>	<p>3 法第20条第2項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することができる。 (号を加える。)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(号を加える。)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 測定日時</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 測定をした者の氏名</p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 測定をした者の氏名</p> <p>ハ～ホ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>イ 測定日時</p> <p>ロ～ヘ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>イ 測定日時</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 測定をした者の氏名</p> <p>ニ～ト (略)</p> <p>(5) (略)</p>
---	--

<p>とする 1 月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>算定した者の氏名(算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)[い]</u></p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(5)の 2 前号による実効線量の算定の結果、4 月 1 日を始期とする 1 年間についての実効線量が 20 ミリシーベルトを超えた場合は、当該 1 年間以降は、当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める期間の累積実効線量(前号により 4 月 1 日を始期とする 1 年間ごとに算定された実効線量の合計をいう。)を当該期間について、毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>集計した者の氏名(集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)[い]</u></p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>(5)の 3 前号の規定は、<u>第 5 号の規定により算定する等価線量のうち、眼の水晶体に係るものについて準用する。この場合において、「実効線量」とあるのは「眼の水晶体の等価線量」と、「累積実効線量」とあるのは「眼の水晶体の累積等価線量」と読み替えるものとする。[あ]</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第 2 号から第 5 号の 3 までの記録(第 26 条第 1 項第 9 号ただし書の場合において保存する記録を含む。)を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を 5 年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。[あ]</p> <p>(8) (略)</p> <p>(放射線障害予防規程)</p> <p>第 21 条 法第 21 条第 1 項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練(次条及び第 24 条第 1 項第 1 号において単に「教育及び訓練」という。)に関すること。[い]</p> <p>(8)～(18) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放射線障害の防止に関する記帳)</p> <p>第 24 条 法第 25 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 許可届出使用者については、次によるものとする。</p> <p>イ～ヨ (略)</p> <p>タ <u>第 20 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定による点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名(点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称)[い]</u></p> <p>レ 第 20 条第 2 項第 3 号に規定する措置の内容[い]</p> <p>ヲ (略) [い]</p>	<p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>算定した者の氏名</u></p> <p>ニ～ヘ (略)</p> <p>(5)の 2 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>集計した者の氏名</u></p> <p>ニ・ホ (略)</p> <p>(号を加える。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 第 2 号から第 5 号の 2 までの記録(第 26 条第 1 項第 9 号ただし書の場合において保存する記録を含む。)を保存すること。ただし、当該記録の対象者が許可届出使用者若しくは許可廃棄業者の従業者でなくなった場合又は当該記録を 5 年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(放射線障害予防規程)</p> <p>第 21 条 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練(次条及び第 24 条第 1 項第 1 号において単に「教育及び訓練」という。)に関すること。</p> <p>(8)～(18) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(放射線障害の防止に関する記帳)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ～ヨ (略)</p> <p>(号の細分を加える。)</p> <p>(号の細分を加える。)</p> <p>タ (略)</p>
---	---

<p> <u>ツ</u> (略) [い] (2) (略) (3) 許可廃棄業者(廃棄物埋設を行う者を除く。)については、次によるものとする。 イ～ヘ (略) ト 第1号ルから<u>ソ</u>までに掲げる事項[い] (4) 廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。 イ～ホ (略) ヘ 第1号ルからカまで及び<u>タ</u>から<u>ソ</u>までに掲げる事項(ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。)[い] ト (略) (5) (略) 2・3 (略) </p> <p> (特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準) 第24条の2の4 (略) 2 <u>特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。</u>[う] </p> <p> 別記様式第1(第2条関係)[え] 別記様式第1中別紙様式ハ[え] 別記様式第2(第3条関係)[え] 別記様式第3(第4条関係)[え] 別記様式第4(第5条関係)[え] 別記様式第5(第6条関係)[え] 別記様式第5中別紙様式ロ[え] 別記様式第6(第6条の2関係)[え] 別記様式第7(第7条関係)[え] 別記様式第7中別紙様式ロ[え] 別記様式第8(第9条関係)[え] 別記様式第9(第9条の3関係)[え] 別記様式第10(第10条の2関係)[え] 別記様式第11(第10条の3関係)[え] 別記様式第12(第11条関係)[え] 別記様式第12中別紙様式ロ[え] 別記様式第13(第14条関係)[え] 別記様式第14(第14条の2関係)[え] 別記様式第15(第14条の14関係)[え] 別記様式第16(第14条の17及び第14条の18関係)[え] 別記様式第17(第14条の20関係)[え] 別記様式第18(第18条の15及び第24条の2の6関係)[え] 別記様式第19(第18条の17及び第24条の2の7関係)[う][え] 別記様式第20(第18条の19及び第24条の2の7関係)[え] 別記様式第21(第18条の20第1項及び第24条の2の7関係)[え] 別記様式第22(第18条の20第2項及び第24条の2の7関係)[え] 別記様式第23(第19条の2第1項第1号関係)[え] 別記様式第24(第19条の2第1項第2号関係)[え] 別記様式第25(第21条第2項関係)[え] 別記様式第26(第21条第3項関係)[え] </p>	<p> <u>レ</u> (略) (2) (略) (3) (略) </p> <p> イ～ヘ (略) ト 第1号ルから<u>タ</u>までに掲げる事項 (4) 廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。 イ～ホ (略) ヘ 第1号ルからカまで及び<u>タ</u>に掲げる事項(ただし、ルからワまでにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。) ト (略) (5) (略) 2・3 (略) </p> <p> (特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準) 第24条の2の4 (略) (項を加える。) </p>
--	--

別記様式第 26 の 2(第 24 条の 2 の 3 第 2 項関係)[え]
別記様式第 26 の 3(第 24 条の 2 の 3 第 3 項関係)[え]
別記様式第 26 の 4(第 24 条の 2 の 9 関係)[え]
別記様式第 26 の 5(第 24 条の 2 の 10 第 1 項関係)[え]
別記様式第 26 の 6(第 24 条の 2 の 10 第 1 項及び第 2 項関係)[え]
別記様式第 26 の 7(第 24 条の 2 の 10 第 3 項関係)[え]
別記様式第 27(第 24 条の 3 関係)[え]
別記様式第 28(第 24 条の 4 関係)[え]
別記様式第 29(第 24 条の 4 関係)[え]
別記様式第 30(第 24 条の 5 関係)[え]
別記様式第 31(第 24 条の 6 関係)[え]
別記様式第 32(第 25 条第 1 項関係)[え]
別記様式第 33(第 25 条第 2 項関係)[え]
別記様式第 34(第 26 条第 4 項関係)[え]
別記様式第 35(第 26 条第 5 項及び第 26 条の 2 第 3 項関係)[え]
別記様式第 36(第 26 条第 6 項及び第 26 条の 2 第 4 項関係)[え]
別記様式第 37(第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係)[え]
別記様式第 38(第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係)[え]
別記様式第 39(第 29 条の 3 関係)[え]
別記様式第 40(第 29 条の 6 関係)[え]
別記様式第 41(第 31 条関係)[え]
別記様式第 42(第 33 条関係)[え]
別記様式第 43(第 35 条関係)[え]
別記様式第 46(第 35 条の 5 関係)[え]
別記様式第 50(第 36 条の 2 関係)[え]
別記様式第 52(第 38 条関係)[え]
別記様式第 53 の 2(第 38 条の 6 関係)[え]
別記様式第 53 の 3(第 38 条の 8 関係)[え]
別記様式第 54(第 39 条第 1 項関係)[え]
別記様式第 55(第 39 条第 2 項関係)[え]
別記様式第 58(第 42 条第 1 項関係)[え]

附則 (令和 2 年 3 月 18 日 原子力規制委員会規則 第 13 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。〔あ〕

附則 (令和 2 年 9 月 11 日 原子力規制委員会規則 第 17 号)

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。〔い〕

附則 (令和 2 年 12 月 17 日 原子力規制委員会規則第 20 号)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。〔う〕

(経過措置)

第 2 条 (略)

第 3 条 この規則の施行の際現に放射性同位元素等の規制に関する法律第 12 条の 2 第 1 項又は第 2 項の認証を受けている放射性同位元素装備機器は、この規則による改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 14 条の 3 第 2 項第 5 号に掲げる技術上の基準に適合したものとみなす。〔う〕

第 4 条 この規則の施行の日前にされた放射性同位元素等の規制に関する法律第 18 条第 2 項(同法第 25 条の 5 の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)の確認又は同法第 18 条第 3 項(同法第 25 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくはこの規則による改正前の放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 18 条の 17 第 4 項(同規則第 24 条の 2 の 7 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の承認(承認の更新を含む。以下この条において同じ。)の申請であって、この規則の施行の際確認又は承認をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。[う]

第 5 条 この規則の施行の際現に運搬されている核原料物質、核燃料物質等及び放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。[う]

附則(令和 2 年 12 月 22 日 原子力規制委員会規則第 21 号)

(施行期日)

第 1 条 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。[え]
(調整規定)

第 2 条 この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 20 号)により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によってまず改正され、次いでこの規則によって改正されるものとする。[え]

②放射線を放出する同位元素の数量等を定める件

(平成 12 年 10 月 23 日 科学技術庁告示第 5 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 2 年 3 月 18 日 原子力規制委員会告示第 6 号)</p> <p>(等価線量限度) 第 6 条 規則第 1 条第 11 号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。 (1) 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき <u>50 ミリシーベルト及び平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト</u>〔お〕 (2)・(3) (略)</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量) 第 18 条 規則第 20 条第 2 項第 1 号へに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について 100 マイクロシーベルトとする。 〔お〕 2 (略)</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定) 第 20 条 (略) 2 規則第 20 条第 4 項第 5 号に規定する等価線量は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 眼の水晶体の等価線量は、<u>1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、適切なもの</u>とすること。〔お〕 (3) (略) 3 規則第 20 条第 4 項第 5 号の 2(同項第 5 号の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する期間は、平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間とする。 〔お〕</p> <p>別表第 2(第 7 条、第 14 条及び第 19 条関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等〔お〕</p> <p style="text-align: center;">第 2 欄～第 4 欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 1 欄</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰¹Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰²Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰³Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰⁴Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 欄		放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<p>改正前 (最終改正 令和元年 6 月 10 日 原子力規制委員会規則第 1 号)</p> <p>(等価線量限度) 第 6 条 規則第 1 条第 11 号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。 (1) 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき <u>150 ミリシーベルト</u> (2)・(3) (略)</p> <p>(一時的立入者の測定に係る線量) 第 18 条 規則第 20 条第 2 項第 1 号ホに規定する一時的立入者であつて放射線業務従事者でないものの測定に係る線量は、実効線量について 100 マイクロシーベルトとする。 2 (略)</p> <p>(実効線量及び等価線量の算定) 第 20 条 (略) 2 (略) (1) (略) (2) 眼の水晶体の等価線量は、<u>1 センチメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、適切な方</u>とすること。 (3) (略) 3 規則第 20 条第 4 項第 5 号の 2 に規定する期間は、平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間とする。</p> <p>別表第 2(第 7 条、第 14 条及び第 19 条関係) 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、一種類である場合の空气中濃度限度等</p> <p style="text-align: center;">第 2 欄～第 4 欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第 1 欄</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰¹Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰²Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰³Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¹⁰⁴Ag</td> <td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	第 1 欄		放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)
第 1 欄																																																	
放射性同位元素の種類																																																	
核種	化学形等																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																
(略)	(略)																																																
第 1 欄																																																	
放射性同位元素の種類																																																	
核種	化学形等																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰¹ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰² Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰³ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																
(略)	(略)																																																
¹⁰⁴ Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																
(略)	(略)																																																

^{104m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{105m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{106m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{108m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{109m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹⁰ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{110m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)

^{104m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{105m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁶ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{106m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹⁰⁸ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{108m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{109m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹¹⁰ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{110m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹¹¹ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{111m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹¹² Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹¹³ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
^{113m} Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
¹¹⁵ Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。【お】

正 誤 表

(対象:1刷◇2020年9月現在)

対象箇所	法令・告示名	見出し・条・項	誤	正
134 頁 左段 下から 12 行目	放射性同位元素等の規制 に関する法律施行規則 (昭和 35 年総理府令第 56 号)	(電磁的記録媒体に よる手続) 第 42 条第 2 項	<u>電子的</u> 記録媒体等	<u>電磁的</u> 記録媒体等
152 頁 記入欄 上から 4 番目 (“住所”欄の下)	放射性同位元素等の規制 に関する法律施行規則 (昭和 35 年総理府令第 56 号)	別記様式第 4 (第 5 条関係) 「表示付認証機器使 用・使用変更届」	法第 3 条の <u>2</u> 第 1 項 の届出をした年月日 (注 3)	法第 3 条の <u>3</u> 第 1 項の 届出をした年月日(注 3)
250 頁 申請書名 上から 9 行目	登録認証機関等に関する 規則 (平成 17 年文部科学省令 第 37 号)	別記様式第 2 (第 3 条, 第 7 条… 第 123 条関係) 「登録…機関登録更 新申請書」	登録 <u>定期講習</u> 機関登 録更新申請書	削除
251 頁 変更届名 上から 9 行目	登録認証機関等に関する 規則 (平成 17 年文部科学省令 第 37 号)	別記様式第 4 (第 6 条, 第 20 条… 第 125 条関係) 「登録…機関登録事 項変更届」	登録 <u>定期講習</u> 機関登 録事項変更届	削除
273 頁 右段 下から 8 行目	放射線を放出する同位元 素の数量等を定める件 (平成 12 年 10 月 23 日 科学技術庁告示第 5 号)	(使用の場所の変更 の都度許可を要しな い数量等) 第 3 条第 1 項	これらの数量に制限 <u>の</u> <u>ないもの</u> にあつては,	これらの数量に制限 <u>がな</u> <u>い場合</u> にあつては,